

令和6年度・令和7年度 保険料率新旧比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 … 被保険者の方全員に等しく納めていただく金額

所得割額 … 被保険者の方の所得に応じて納めていただく金額
(所得割額の算定方法 : 前年の所得 × 所得割率)

新保険料率と現行の保険料率の比較

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	年間 44,310円	年間 45,260円 (+950円)
所得割率	8.27%	9.02%(※) (+0.75ポイント)

()内は前回料率との差分

※ 令和6年度の所得割率に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の所得割率は8.35%が適用されます。

均等割額の軽減措置の比較

均等割額については、被保険者の所属する世帯の所得等の状況により軽減措置があります。

世帯主及び被保険者の総所得金額が 以下の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額(年額)	
		令和4・5年度	令和6・7年度
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等(※)の数-1)×10万円	7割	13,293円	13,578円 (+285円)
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等の数-1)×10万円 +29万5千円	5割	22,155円	22,630円 (+475円)
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等の数-1)×10万円 +54万5千円	2割	35,448円	36,208円 (+760円)
後期高齢者医療制度に加入する前日まで 被用者保険の被扶養者であった被保険者 (後期高齢者医療制度加入後2年間に限る)	5割	22,155円	22,630円 (+475円)

()内は前回均等割額との差分

※「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者及び世帯主の方で、次のいずれかを満たす方を言います。

- 55万円を超える給与所得がある方
- 65歳以上の方で、125万円を超える年金所得がある方
- 65歳未満の方で、60万円を超える年金所得がある方

軽減判定は各年の4月1日（4月2日以降に加入した場合は加入した日）の世帯の状況で判定を行います。

賦課限度額の比較

以上の方法で年間の保険料額を決定しますが、保険料額は賦課限度額を超えることができません。

	令和4・5年度	令和6・7年度
賦課限度額	66万円	80万円(※) (+34万円)

※ 令和6年度の賦課限度額に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、次の方に係る賦課限度額は73万円が適用されます。

- 昭和24年3月31日以前に生まれた方（＝令和6年3月31日までに75歳となった方）
- 令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方。ただし、令和6年度中に75歳となった後、認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった方は除きます。